

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか7名

被告 久和進ほか4名

## 第1 準備書面 兼 求釈明書

2019年10月21日

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



ほか

第1 被告らが金品等を受領していたときは善管注意義務及び忠実義務違反が推認されること

1 本年9月末、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の役員等が、関西電力が原発の工事等を発注した取引先等から少なくとも3億2000万円相当の金品等を受領していた事実が明らかになった。

関西電力の原発の安全対策費は約1兆250億円に及んでおり、採算性に疑問が呈されていたところ、上記役員等による金品等の受領という事実は、役員等が自らの利益を図るために原発の再稼働を進めたことを疑わせる事実である。

2 補助参加人（以下「北陸電力」という。）においても、関西電力と同様、北陸電力が本件原発の工事等を発注した取引先等から被告らを含む役員等が金品等を受領していたときは、役員らが自らの利益を図るために本件原発の再稼働を進めようとしていることが疑われ、ひいては被告らの善管注意義務及び忠実義務違反が推認されることになる。

3 この点、北陸電力は、2019年10月4日、役員や原子力部門の幹部合わせて16人を対象に聞き取り調査を行い「儀礼的な範囲を超える金品を受け取っていないかった」とする結果を明らかにしている。しかし、役員等に対する聞

き取り調査を行うだけでは甚だ不十分であることは論を俟たず、少なくとも取引先等に対する調査を行う必要がある。また、「儀礼的な範囲を超える」か否かは、裁判所並びに北陸電力の株主及び顧客が判断すべき事項であるから、金額の多寡等にかかわらず全てを明らかにする必要がある。

なお、関西電力は、1着あたり50万円相当のスーツ仕立券について、当初は、儀礼の範囲と考えていたと説明している。

## 第2 求釈明

そこで、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、下記を明らかにすることを求める。

- 1 2011年3月11日から現在まで北陸電力の取締役、執行役員、監査役又は原子力本部長の地位にあった者が、北陸電力又はその子会社から本件原発に関連する工事の発注を受けた取引先又はその関係者から金品等を受領した事実の有無及びその内容
- 2 上記第1・3記載の、役員や原子力部門の幹部合わせて16人を対象に聞き取り調査を行い「儀礼的な範囲を超える金品を受け取っていないかった」という調査結果において、①調査対象とした16人の役職名及び氏名及び②「儀礼的な範囲を超える」か否かの具体的な判断基準（金額、内容等）

以上